

令和3年度 第5回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和3年9月29日（水）午後3時00分～午後3時15分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表 伊藤委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 小林委員、櫻井委員、佐々木委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、前嶋委員
事務局 生方労働局長、田村労働基準部長
太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて
- (2) 今年度の地域別最低賃金の審議への影響について
- (3) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

ただいまから、令和3年度第5回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益側、石垣委員、使用者側、荻木委員、長谷川委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、反田会長以後の議事進行をお願いいたします。

【 議事(1) 最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて 】

(反田会長)

それでは、早速、議事に入ります。

議事の1、最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて、経緯と集計結果の修正について、事務局から説明をお願いします。

(労働局長)

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、急きょお集まりいただきましたこと、恐れ入ります。

まずは、私から、最低賃金に関する基礎調査の集計誤りを発生させてしまったことにつきまして、委員の皆様へ、深く御詫びを申し上げます。

最低賃金の審議におきましては、事務局として、基礎調査結果に基づく賃金の実態に関する資料や雇用、経済に関する統計資料など様々な資料を委員の皆様の御議論に資するよう提供させていただきました。

しかしながら、今回、集計誤りのございましたこの基礎調査結果は、最低賃金の審議において、県内の労働者の賃金実態を把握するうえで大変重要な資料と重々認識しているところでございますが、事務局として、確認を十分行うことなく、結果として、審議会に不適當な資料を提出しましたことは大変申し訳なく思っております。

本日、本審議会に基礎調査の集計内容を修正した資料を提出いたします。

つきましては、大変申し訳ありませんが、集計誤りが今年度の最低賃金の審議に与えた影響につきまして御審議いただきますようお願いいたします。

(賃金室長)

次に私から、集計誤りの具体的な内容や再発防止策等につきまして説明いたします。

お手元に配布しております審議資料の1ページを御覧ください。

今回の集計誤りの内容等につきまして、まとめたペーパーとなります。

7月29日の第2回本審におきまして、資料として提出いたしました最低賃金基礎調査の集計結果の一部に誤りがございました。

資料の3ページからを御覧ください。

これが実際に7月29日に提出いたしました資料となります。

誤りがあった箇所は5ページの黄色く色付けした部分でございまして、月平均賃金額と月一人当たり労働時間数が、正しい数値の約10分の1程度の値となっております。

訂正後の資料につきましては7ページからとなりまして、実際に訂正した箇所につきましては9ページの黄色く色付けした部分となります。

御確認をよろしくお願いいたします。

次に11ページからを御覧ください。

これは、8月17日に開催されました特定最低賃金検討委員会におきまして、資料として提出したもので、最低賃金基礎調査の結果のうち、電気と自動車関係の業

種について取りまとめたものですが、同様の誤りがございました。

訂正後の資料は、13 ページからとなります。

特定最低賃金の改正につきましては、今後、専門部会の中で御審議いただくこととなりますが、当該資料につきましても、この場で併せて訂正させていただきます。

資料の1 ページを再び御覧ください。

誤りが発生した原因についてですが、最低賃金の基礎調査結果は厚生労働本省から提供された集計用アクセスファイルを使用して、各労働局にて集計作業を行い審議会の資料として活用しているのですが、当該アクセスファイルに調査結果のデータを取り込むと、1日の所定労働時間数のデータが約10分の1の値に自動的に修正されてしまうバグがあったことによります。

これにより、1日の所定労働時間数のデータが約10分の1の値に修正されてしまったため、そのデータを基に自動計算していた月平均賃金額と月一人当たり労働時間数の集計結果の値も約10分の1になってしまっていたものです。

本省からはアクセスファイル自体の改修は行われなかったものの、このバグに対する対処方法がメールで示されており、当局におきましてもこれに基づき対応しておりましたが、当該作業は調査結果のデータを入力する都度、適切なタイミングで毎回実施しなければならず、入力作業を繰り返す中で当該作業を行うことを失念し、その結果、集計誤りを生じさせてしまいました。

また、審議会に資料として提出する際のチェックも徹底されておりました。

再発防止策につきましては、同様の事案が全国13の労働局で発生したことから、本省におきまして、当該アクセスファイルを全体的に改修することとしております。

また、万が一、同様の不具合が生じるなどして、労働局に対してイレギュラーな作業指示を行う際には、わかりやすい指示内容とし、また、指示の伝達方法も改めることとしております。

一方、当局における再発防止対策としましては、過年度の集計結果と比較して、異常値がないかどうかを複数の職員により確認することを徹底いたします。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただ今の説明につきまして、何か御質問などはございますか。

(白倉委員)

労働側の白倉でございます。よろしく申し上げます。

連合では、今回のこの13県について、WEBの会議で13県の担当が集まりまして、この集計誤りの情報をいただいております。

連合本部から、一言お伝えくださいということなのでお伝えしますが、最低賃金を決めるときに使う重要なデータとなりますし、今後の特賃を決める際にも使う重要なデータとなりますので、労働局に対しては、慎重な対応をしていただきたいということと、今、これをみると、作業をおひとりで行っているのかなというところがみられますので、複数の方でダブルチェック、トリプルチェックしていただいて、正確なデータを出していただけるよう要請をしたいと思います。

要請なので返答は結構でございます。よろしく申し上げます。

(反田会長)

ほかに何かございますか。

(各側委員)

意見なし。

【 議事(2)今年度の地域別最低賃金の審議への影響について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議事の2に移りたいと思います。

今年度の地域別最低賃金の審議への影響についてです。

本事案に対する受け止めと今年度の審議結果への影響に係る評価において、委員の皆様の御意見をお聴きしたいと思います。

まずは、私から、審議会会長として、申し上げたいと思います。

ただいま、事務局から報告のありました、今年度の最低賃金に関する基礎調査において集計誤りが生じたということは誠に遺憾だと思います。

基礎調査の結果は極めて重要な指標でありまして、その集計誤りは、内容によっては審議会の議論をミスリードする可能性がありまして、その結果は、県内の労働者の生活及び経済に大きな影響を及ぼすということがありますので、事務局にはあらためて強く自覚していただきまして、猛省を促すとともに、二度とこのようことが起こらないよう再発防止の徹底と信頼の回復に努めていただきたいと思います。

なお、今回の集計誤りにつきましては、重要な指標の一つとなる影響率の修正には至っておらず、参考的な指標と解すことのできます月平均賃金額と月一人当たり労働時間数の修正にとどまっております。

また、今年度の最低賃金は、例年と同様に、様々な指標やその他の諸事情も勘案しまして、総合的に判断した結果でありますので、今年度の審議結果に直接影響を及ぼすまでのものではないと、私としては感じております。

したがいまして、今回の集計の誤りを理由として、今年度の審議結果について、再審議を行う必要性まではないと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

それでは、皆様の御意見をお聴きしたいと思います。

御意見ございましたらお願いします。

(川島委員)

使用者側の川島でございます。

今、会長からお話があったように、私も審議には影響していないと判断しております。

それは、なぜならば、中央審議会から出た 28 円というものを中心に議論された節があって、使用者側としては、この資料を確認するまでもなく、金額が決まっているようなきらいがあるので、そのことを考えると影響はなかった、といえるのではないかと考えております。

(反田会長)

他にございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、今年度の審議への影響として、今回の集計誤りを理由として、再審議の必要まではないという結論にしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

(各側委員)

異議なし。

(反田会長)

異議がないようなので、再審議する必要はないことといたします。

【 議事(3)その他 】

(反田会長)

それでは、次の議題3、その他に入りますが、何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(反田会長)

それでは、事務局から何かございますか。

(労働局長)

御審議のほど、誠にありがとうございました。

今後は正確な資料を提出し、さらに充実した審議をいただけるよう取り組みたく存じます。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

(反田会長)

それでは、ほかにはないようですので、以上をもちまして、令和3年度第5回山梨地方最低賃金審議会を終了といたします。

なお、本日の議事録の確認ですが、白倉委員と一之瀬委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、皆様お疲れ様でした。